

原産品申告書
(経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定)

本様式は、協定第3・18条に規定する「輸入者の知識」に基づく自己申告を行う場合に、任意様式として使用することができる。

1. 輸出者の氏名又は名称及び住所（国名を含む）			
No.	2. 製品の概要 品名、仕入書の番号（一回限りの輸入申告に使用する場合は、判明している場合）等、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認できる事項を記入する。	3. 関税分類 番号（6桁、 HS 2017）	4. 適用する原産性の基準（A、B、C（Cの場合1、2、3）） 適用するその他の原産性の基準（D、E）
5. 包括的な期間（同一の製品が2回以上輸送される場合の期間）			
6. その他の特記事項			

7. 以上のとおり、2. に記載する製品は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく欧州連合の原産品であることを申告します。

作成年月日 _____
作成者の氏名又は名称 _____ 印又は署名 _____
作成者の住所又は居所 _____
代理人の氏名又は名称 _____ 印又は署名 _____
代理人の住所又は居所 _____

※A: 完全生産品、B: 原産材料のみから生産される製品、C: 実質的変更基準を満たす製品、1: 関税分類変更基準、2: 付加価値基準、3: 加工工程基準、累積若しくは許容限度の規定を適用した場合 D: 累積、E: 許容限度

記 載 要 領

「**製品の概要**」欄において、四欄以上を要する場合には、原産品申告書（つづき（その ））（C第5292号-2）に準じて作成するものとする。この場合、申告書の作成者欄に押なつされた印（又は署名）で割印をする。

「**関税分類番号**」欄は統一システム（2017年版）の関税分類番号を六桁で記載する。

「**包括的な期間(同一の産品が2回以上輸送される場合の期間)**」欄中「包括的な期間」は、12か月を超えてはならない。

「**本原産品申告書の作成者**」欄において、輸入者の代理人が申告する場合には、当該代理人の押印又は署名をし、輸入者の押印又は署名を要しない。